

武蔵野市保育料審議会答申案

1 はじめに

本審議会は、平成 24 年度及び平成 26 年度審議会での「定期的に審議会を開催すべき」との意見、また平成 30 年度審議会での「次回は幼児教育・保育の無償化による影響を考慮できる時期に開催すべき」との意見を受けて、前回（平成 30 年度）から 4 年後となる令和 4 年度に、武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則第 7 条の規定に基づき、開催されたものである。

前回の答申後の保育に関わる大きな動向としては令和元年 10 月に開始された幼児教育・保育の無償化があるが、今回の審議会では、令和 4 年 6 月 30 日に市長からの諮問を受け、この無償化の影響を踏まえながら特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下、「認可保育施設」）の利用者負担（以下、「保育料」）の額の適正な水準について検討をするとともに、市立保育園における延長保育の保護者負担金、一時保育及び年末保育の利用料、病児・病後児保育の保護者負担金について議論を行った。

なお、審議にあたっては、子どもの最善の利益が保障されることを前提とした上で、公平感のある保育料の設定となるよう、各委員により多角的な議論が行われた。

以下、本審議会の意見について答申する。

2 確認事項

(1)保育料について

①武蔵野市の保育料の設定について

保育料は保護者の市区町村民税の所得割合算額の階層（A～C の 3 段階、D1 から D24 の計 27 階層）毎に、0 歳児、1・2 歳児、3 歳児以上の区分に分けて設定されている。また、認可保育施設の保育時間は保育の必要量によって保育標準時間（最大 11 時間）、保育短時間（最大 8 時間）に分かれているが、この時間を基に、保育短時間の保育料は保育標準時間の 11 分の 8 に設定されている。なお、保育料については国の徴収基準額より市の基準額を低く設定する（市が一部を負担する）ことによって、保護者の経済的負担が軽減されている。また、子どもが複数いる多子世帯の保育料については、東京都の保育料の減免制度により、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料となっている。

②前回の答申について

前回の保育料審議会は平成 30 年度に開催されたが、当時は、翌年に開始予定の幼児教育・保育の無償化、子ども・子育て支援新制度（平成 27 年度）への移行から 5 年後を目途に行われる制度見直し等、保育料に大きく影響を与える事項が不確定の状況にあった。そのため、待機児童解消に向けた保育施設の整備の進展や保育短時間認定の保育料が他自治体よりも低く抑えられている現状等、保育料改定の要素はあるものの、改定に向けた審議は難しいとの結論となり、据え置くことが妥当であるという判断がされた。

③前回の答申後の動向について

令和元年 10 月に幼児教育・保育の無償化が開始され、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用

する3歳児から5歳児までの保育料、住民税非課税世帯の0歳児～2歳児の保育料が無償（施設により全額または一部無償）となった（本審議会で審議する認可保育施設の保育料については全額無償）。なお、制度の開始にあたっては、子ども・子育て支援新制度の対象でない施設についても無償化の対象とするために、従来の教育・保育給付認定（1号認定・2号認定・3号認定）のほかに、新たに施設等利用給付認定（私学助成の幼稚園等の1号認定、認可外保育施設等の3～5歳の2号認定、同じく0～2歳の3号認定）が設けられた。

(2) 利用料等について

- ①延長保育の保護者負担金（第3回で審議予定）
- ②一時保育の利用料（第3回で審議予定）
- ③年末保育の利用料（第3回で審議予定）
- ④病児・病後児保育の保護者負担金（第3回で審議予定）

3 検討の内容と結論

(1) 幼児教育・保育の無償化の影響について

①保護者の経済的負担への影響

令和元年10月に開始された幼児教育・保育の無償化により、認可保育施設を利用する3歳以上の児童の保護者の経済的負担は大幅に軽減されている。0歳児～2歳児の保育料については、市町村住民税非課税世帯のみ無償化の対象となっているため、それ以外の世帯は引き続き負担が発生しているが、保育の実施に要する経費の多くを国、東京都、市が負担することによって、経費全体における保育料の負担の割合は大幅に抑えられている（別紙○参照）。

②市の財政への影響

市の財政面を見ると、待機児童対策に伴う認可保育施設の増加及び利用者の増加により保育の実施に要する経費が拡大し、それに合わせて市の負担額も増大しているが、幼児教育・保育の無償化の開始後、国、東京都の交付金等が増加することにより、経費全体における市の負担の割合は減少している（別紙○参照）。このことから、幼児教育・保育の無償化は、市の負担について軽減の方向で作用したと考えられる。

③認可保育施設への利用への影響

認可保育施設の利用申し込みは幼児教育・保育の無償化の開始前から増加傾向にあるが、制度の開始前後で伸び方に顕著な差は表れておらず、武蔵野市における認可保育施設の利用への影響は限定的だったと言える（別紙○参照）。

(2) 保育料について

審議会における議論の中で、子育て世帯の負担感の緩和のために保育料を全体的に引き下げたほうがいいのではないかと、国の徴収基準との差が少ない階層等に限定して保育料を引き下げたほうがいいのではないかと、といった意見が出された。また一方で、保育料の設定にあたっては市の施策全体の中でのバランスも考える必要がある、高額所得世帯についてはより負担を上げたほうがいいのではないかと、という意見もあった。それらを踏まえた上で、本審議会として今後の保育料について以下のように考えた。

幼児教育・保育の無償化により認可保育施設を利用する3歳以上の児童は保育料の負担がなくなっているため、0～2歳児の保育料の水準について検討が必要になるが、0～2歳児は3歳以上の児童と比較して保育に要する費用が非常に大きくかかる一方で、前述のように、そのうちの多くの部分を国、東京都、市が負担することにより、大幅に保護者の負担が抑えられている（別紙○参照）。そうした中、現在の保護者の負担分についてさらに公費を投入することは、家庭で保育を行っている（保育施設等を利用していない）世帯や子育て世帯以外の世帯との公平性の確保の観点から、必ずしも望ましいこととは言えない。

また一方で、仮に0～2歳の保育料を引き上げるとした場合、該当する世帯の実質的な負担の増加につながるだけでなく、保育料が無償である3歳以上との差が拡大することで負担感が相対的に増加し、結果として施設の利用が控えられるといった負のインセンティブが働くことも懸念される。また、児童1人当たりの保育に要する経費における市の負担の割合は低下傾向にあり、市の財政面を考慮しての保育料の引き上げが必要な状況にはないと考えられる。

保護者の経済的な側面に注目すると、前回（平成30年）との比較で所得階層の分布に大きな変化が生じていないことから（別紙○参照）、現段階で保育料の改定を行う積極的な理由は見出しがたい。

なお、保育標準時間、保育短時間の保育料の設定については、平成26年度の答申にもあるように、家庭的保育事業等、短時間保育のみの施設を利用する世帯が延長保育を利用した場合に、合計の保育料が標準時間保育を超えるといった逆転現象が起きることを避ける必要があることから、現状の設定には合理性があり、これを継続することが適当と考えられる。

(2) 利用料等について

- ①延長保育の保護者負担金（第3回で審議予定）
- ②一時保育の利用料（第3回で審議予定）
- ③年末保育の利用料（第3回で審議予定）
- ④病児・病後児保育の保護者負担金（第3回で審議予定）

4 付帯事項

(1)認可外保育施設の利用への配慮について

武蔵野市ではこれまで認可外保育施設の利用者への助成として、認証保育所を利用する世帯に対して、認可保育施設を利用した場合の保育料との差額相当の助成を行ってきた。多摩地域では同様の制度を設けている市が多くあるが、その半数以上が企業主導型保育事業を利用する際の保育料についても助成を行っている。企業主導型保育事業は、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として平成28年度に内閣府が開始した制度だが、定員には従業員枠のほか地域住民が利用する地域枠を設けることができる。施設の開設にあたって市は認可等を行っていないが、武蔵野市の企業主導型保育事業に地域枠が設けられており、現状、待機児童対策において重要な役割を担っていることから、認証保育所と同様の利用者助成を行うことが適当と考える。

(2)保育施設等を利用していない世帯への支援について

武蔵野市ではこれまで積極的に保育施設を整備し、増加する保育需要に対応してきた一方で、家庭で保育を行っている世帯等への支援として、0 1 2 3 施設、コミセン親子ひろば等、乳幼児とその保護者が交流、相談できる場の開設に取り組むなど、地域における子育て支援の展開を図ってきた。今後も、多様な子育て支援団体との連携、認可保育施設における幅広い子育て支援の実施等を通して、保育施設を利用していない世帯も安心して地域で子育てを続けられる環境が充実することを期待したい。

5 おわりに